

大気汚染防止法施行令第三条の二に定める特定粉じん発生施設

別表第二の二

一	解綿用機械	原動機の定格出力が三・七キロワット以上であること。
二	混合機	原動機の定格出力が三・七キロワット以上であること。
三	紡織用機械	原動機の定格出力が三・七キロワット以上であること。
四	切断機	原動機の定格出力が二・二キロワット以上であること。
五	研磨機	原動機の定格出力が二・二キロワット以上であること。
六	切削用機械	原動機の定格出力が二・二キロワット以上であること。
七	破碎機及び摩碎機	原動機の定格出力が二・二キロワット以上であること。
八	プレス (せん 剪断加工用のものに限る。)	原動機の定格出力が二・二キロワット以上であること。
九	せん 穿孔機	原動機の定格出力が二・二キロワット以上であること。
備考	この表の中欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のものと密閉式のものを除く。	